

北海道留萌管内における新星マリン漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月14日

協定認定日 令和6年3月27日

(目的)

第1条 本協定は、新星マリン漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために 具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類はそれぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	留萌、鬼鹿地区地先海面	さけ、くろまぐろ	さけ定置漁業
(2)	留萌地区地先海面	ほっこくあかえび、とやまえび	えびこぎ網漁業
(3)	鬼鹿地区地先海面	まがれい、そうはち、ひらめ	かれい固定式刺し網漁業
(4)	鬼鹿地区地先海面	なまこ類	なまこけた網漁業
(5)	鬼鹿地区地先海面	みずだこ、やなぎだこ	たこ箱漁業
(6)	留萌地区地先海面	くろまぐろ	まぐろ釣り・はえ縄漁業

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

さけ	北海道資源管理方針別紙3-1 さけ北海道海域に定める資源管理の方向性
くろまぐろ	資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下同じ。） 別紙2-1 くろまぐろ（小型魚） 別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）に定める目標
ほっこくあかえび	北海道資源管理方針別紙3-16 ほっこくあかえび日本海海域に定める資源管理の方向性
とやまえび	北海道資源管理方針別紙3-45 とやまえび北海道周辺海域（噴火湾を除く）に定める資源管理の方向性
まがれい	北海道資源管理方針別紙3-25 まがれい北海道北部系群に定める資源管理の方向性
そうはち	北海道資源管理方針別紙3-26 そうはち北海道北部系群に定める資源管理の方向性
ひらめ	北海道資源管理方針別紙3-7 ひらめ北海道（日本海～津軽海峡海域）に定める資源管理の方向性
なまこ類	北海道資源管理方針別紙3-50 なまこ類北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
みずだこ	北海道資源管理方針別紙3-18 みずだこ北海道海域に定める資源管理の方向性

やなぎだこ	北海道資源管理方針別紙3-19 やなぎだこ北海道海域に定める資源管理の方向性
-------	---

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
(1)	<p>【さけ：さけ定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●① 道が定めるふ化放流計画の放流数を確保するために必要な「再生産親魚の河川遡上数」を確保する。 ② ①の必要尾数に達成しない場合、又は達しないことが見込まれる場合には、11月11日～11月20日まで休漁とする。 <p>〈放流数の確保に必要な「再生産親魚の河川遡上数」の確保〉</p> <p>【くろまぐろ：さけ定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。さらに、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条及び第32条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施するものとする。 <p>〈強度な資源管理〉</p>
(2)	<p>【ほっこくあかえび、とやまえび：えびこぎ網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●操業期間の15%以上を休漁及び月5回以上を休漁 ○留萌管内えびこぎ網協議会の取り決めにに基づき、11月末まで一部操業区域を禁漁区域に設定 <p>〈漁獲努力量制限〉</p>
(3)	<p>【まがれい、そうはち、ひらめ：かれい固定式刺し網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●操業期間の10%以上を休漁 ○全長18cm未満の小型マガレイの保護 ○ヒラメの種苗放流 ○全長35cm未満のひらめは海中還元 <p>〈漁獲努力量制限〉</p>
(4)	<p>【なまこ類：なまこけた網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●9/1～4/30まで休漁 ○5/1～6/15までの産卵期を休漁 ○小型個体を保護するために100g以下の個体の採捕禁止 ○種苗放流 <p>〈漁獲努力量制限〉</p>
(5)	<p>【みずだこ、やなぎだこ：たこ箱漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●操業期間の10%以上を休漁 ○小型個体を保護するために2.5kg未満のみずだこ・やなぎだこは海中還元 <p>〈漁獲努力量制限〉</p>
(6)	<p>【くろまぐろ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協

	<p>定を遵守する。さらに、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の内容を遵守するとともに、漁業法第31条及び第32条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施するものとする。</p> <p>〈強度な資源管理〉</p>
--	---

（●：主要な取組内容、○：その他の取組内容）

（取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、主要な取組について次表のとおり客観的に履行確認可能な証拠を基に確認することとし、その他の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

	履行確認における証明書类等
(1)	<p>【さけ：さけ定置漁業】</p> <p>① 地区増協全体で、心化放流計画数に定める捕獲数を達成した場合、証明書（様式任意）及び根拠資料</p> <p>② 撤去作業及び撤去状況がわかる写真、漁協の出荷伝票</p> <p>【くろまぐろ：さけ定置漁業】</p> <p>（漁獲実績がある場合）</p> <p>法第30条に基づくTAC報告、実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表</p> <p>（漁獲実績がない場合）</p> <p>実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真</p>
(2)	<p>【ほっこくあかえび、とやまえび：えびこぎ網漁業】</p> <p>〈操業期間の15%以上を休漁及び月5回以上を休漁〉</p> <p>資源管理状況等の報告書、漁協伝票</p>
(3)	<p>【まがれい、そうはち、ひらめ：かれい固定式刺し網漁業】</p> <p>〈操業期間の10%以上を休漁〉 漁協伝票</p>
(4)	<p>【なまこ類：なまこけた網漁業】</p> <p>〈9/1～4/30まで休漁〉 漁協伝票</p>
(5)	<p>【みずだこ、やなぎだこ：たこ箱漁業】</p> <p>〈操業期間の10%以上を休漁〉 漁協伝票</p>
(6)	<p>【くろまぐろ】</p> <p>（漁獲実績がある場合）</p> <p>法第30条に基づくTAC報告、実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表</p> <p>（漁獲実績がない場合）</p> <p>実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真</p>

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況等を北海道知事に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海道資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第4条の具体的な取組の水産資源の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、水産資源の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針において当該水産資源に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の違反を北海道に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 第12条第1項の全参加者の代理権を有する者は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、全参加者の代理権を有する者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、全参加者の代理権を有する者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、全参加者の代理権を有する者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、全参加者の代理権を有する者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間(令和6年3月14日から令和11年3月13日まで)とする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 法第126条第1項の規定に基づき北海道知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(協定代表者及び協定管理事務局の設置)

第12条 本協定を円滑に実施するため、全参加者の代理権を有する協定代表者(以下「協定代表者」という)を置く。

- 2 協定代表者は、協定参加者から選出する。

(協定代表者の機能及び経費の負担)

第13条 協定代表者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号)の規定に基づく報告、申請及び届出(本協定の手続を経たものに限る。)に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において協定代表者に委任することが決議された事務(訴訟及び不服申立てを除く。)
- 2 協定代表者は、本協定の手続を経た事項については、全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
- 3 協定代表者は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。
- 4 協定にかかる事務手続き及び報告については、新星マリン漁業協同組合が処理するものとする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則 本協定は、令和6年3月14日から施行する。

(本協定の参加者) 別紙名簿のとおり (以上)